

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七 年 七 月 二十五 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
絹谷産婦人科	広島市中区本通八―二三 本通ヒルズ四階	令和 七・九・一
岡山形成外科	広島市中区八丁堀二―一八	〃
みなみまちクリニック	広島市南区皆実町五丁目一八番二号	令和 七・九・二四
林病院	広島市中区三川町三番八号	令和 七・九・一
吉貴眼科	広島市中区十日市町二―八一―三 ラ・メゾン 泰一F	〃
ひろまち眼科	呉市広古新開七丁目二四番三―二〇二号	令和 七・九・五
社会医療法人 里仁会 仁生クリニック	三原市皆実三丁目三番二八号	令和 七・九・一
社会医療法人 里仁会 白龍湖クリニック	三原市大和町和木一五〇四番地の一	〃

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
阪阪内科小児科医院 医療法人社団天風会 益田眼科小児科医院	尾道市西久保町二二二番地 尾道市因島土生町二〇二番地	令和 七・九・一 "
石井医院	福山市神村町三二二番地の一	"
あいたに整形外科	福山市川口町四丁目一三〇	令和 七・九・二五
みかみホームクリニック	福山市曙町六一七―一五 一階	令和 七・九・一
四季が丘クリニック	廿日市市四季が丘五丁目一三七	"

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七 年 七 月 二十五 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
いわい歯科医院	広島市東区光町一―一―一三光町大丈ビル 二〇二号	令和 七・九・一
医療法人社団 高橋歯科医院	広島市南区旭二丁目一九―七	令和 七・九・二〇
医療法人社団東広会 ゆめタウン広島歯科	広島市南区皆実町二丁目八番一七号ゆめタウン 広島一階	”
山崎歯科クリニック	広島市安佐北区口田一丁目五―九	令和 七・九・一
医療法人社団 松本歯科医院	広島市安佐北区亀山三丁目一―四四	令和 七・九・七
さいとう歯科医院	広島市佐伯区三筋二―七―二	令和 七・九・一
もちもちの木歯科医院	広島市中区河原町五―一四―三 一〇一	令和 七・九・一八
あいおい通り歯科クリニック	広島市西区上天満町一〇―三九	令和 七・九・一

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
おおはら歯科クリニック	広島市佐伯区楽々園四丁目一―三〇	令和 七・九・一
なないろ歯科クリニック	呉市広古新開七―二四―三一―二〇一	令和 七・九・四
おかだ歯科	尾道市西御所町六―二九	令和 七・九・一
みんなの歯科クリニック	東広島市西条町寺家五五四四―一八	〃
かくわ歯科医院	安芸郡熊野町萩原二丁目二番一〇号	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七 年 七 月 二十五 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
コスモス薬局 大手町店	広島市中区大手町二丁目一―四 広島本通マ―クビル六階	令和 七・九・一
めじろ薬局 皆実町店	広島市南区皆実町四丁目一八番一六号 一階	〃
いちご薬局 皆実町店	広島市南区皆実町二丁目八番四―一〇二号	〃
タウン薬局 安東店	広島市安佐南区安東二丁目一〇―二	〃
テンマアップル堂薬局	広島市西区観音町九―四	〃
りら薬局	広島市西区己斐上二丁目一―五	〃
Aシテイ薬局	広島市安佐南区大塚西三丁目一三―二〇	〃
しんがい薬局	竹原市竹原町字下新開三五五四―六	令和 七・九・二

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
麻生薬局	尾道市久保一丁目一三一六	令和 七・九・一
エスマイル薬局たじめ店	福山市多治米町二丁目一五番一五号	〃
うみい薬局	大竹市本町二丁目九一三二	〃
坂中央薬局	安芸郡坂町横浜中央一三三五	〃